

個人情報の外部提供について（国民健康保険課・高齢者保険事業室）

発言者	発言要旨
<p>会 長 担当課(国保)</p>	<p>それでは（２）「国民健康保険課及び高齢者保険事業室所管業務に係る個人情報の外部提供」について、実施機関に説明を求める。</p> <p>国民健康保険事業に係る事務の効率化及び市民サービスの向上のため、健康管理システムを導入するが、同システムの導入にあたり、試験運用の際にデータ処理をする業者が個人情報を操作できる状態となるため、本審議会に意見を求めるものである。</p> <p>なお、同システムは平成２０年度から（現）地域保健センター等の事業で運用されており、今回は特定健康診査等の機能の追加をするものである。</p> <p>このシステムで国民健康保険課が行う主な業務は特定健康診査、特定保健指導及び人間ドック検診となる。個人情報を取り扱う場面は、対象者の抽出、特定健康診査の受診券の発行、結果の管理・統計・分析、埼玉県国民健康保険団体連合会への報告、特定保健指導の進行管理等である。</p> <p>また、本システムで取り扱う個人情報は、氏名・住所・生年月日・性別・国民健康保険の記号番号等の資格情報及び特定健康診査の結果並びにレセプトデータである。</p> <p>導入にあたっての試験運用は、本市のシステム内でのみ行い、個人情報を含むデータを外部に持ち出すことはない。また、システム運用開始後は、年に２回のバージョンアップ及び年に１回のサーバーメンテナンスを納入業者が行う予定である。納入業者である両備システムズは、本市において各種システムの導入実績があり、契約に際しては個人情報の保護を義務付けている。</p>
<p>担当課(高保)</p>	<p>高齢者保険事業室では７５歳以上の後期高齢者の保険事業を担当している。高齢者保険事業室でも国民健康保険課と同様に健康管理システムを導入する。導入の内容については、国民健康保険課長から説明があったとおりであるが、追加として後期高齢者レセプトツールというものを導入する。これは、人工透析を受けている方々の月々の負担額を月額１万円にする特定疾病受療者証を発行しているが、この発行者に対して高額医療費として戻しきれていない分を高額調整額として支給をする際に、対象者を簡便に抽出することができるシステムである。このシステムを導入するにあたり、試験運用の際に業者が個人情報を操作することとなるため、本審議会に意見を伺うものである。</p>

		<p>なお、システム導入にあたり、個人情報データを外部に持ち出すことはない。</p>
会 委	長 員	<p>何か意見等はあるか。</p> <p>確認だが、システム処理は市役所庁内でのみやるということではいか。</p>
担当課(高保)		<p>そのとおりである。具体的には情報政策課が管理するサーバ室で業者が作業を行う。外部に個人情報は持ち出さない。</p>
委 員		<p>取り扱う個人情報として、特定健診の結果は極めて個人的なものだと思うが、健康管理システムの導入によりどの程度の業務効率化が図られるのか。</p>
担当課(国保)		<p>まず、事務の効率化が図られる。現在は様々なシステムを使用してデータの突合をしているが、この方法では非効率的事業であることや漏れが発生することもあるため、健康管理システムの導入により改善を図るものである。</p> <p>また、市民に対しても、現在は受診券の発行に2ヶ月程度の時間を要しているが、特定健診の結果をシステムに登録し統計・分析に役立てることで、早ければ翌日に受診券を発行することが可能となる。</p>
会 事	長 務 局	<p>川口市個人情報保護条例には要配慮個人情報の規定はあるか。</p> <p>条例上、要配慮個人情報という文言は存在しないが、要注意個人情報として、要配慮個人情報と同じ情報の収集は制限している。</p>
会	長	<p>特定健診の結果は要注意個人情報の中に含まれるということではいか。</p>
事 務 局		<p>そのとおりである。</p>
会 全 委 員 長	長 員 長	<p>その他意見がなければ、審議事項について可否を採る。</p> <p>— 意見なし —</p> <p>審議事項(2)「国民健康保険課及び高齢者保険事業室所管業務に係る個人情報の外部提供」については、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めることでいか。</p>
全 委 員 長	長	<p>— 異議なし —</p> <p>それではそのように決定する。</p> <p>また、本件に対する答申についてだが、各委員とも特に異論はないように思われるので、答申作成のためだけに改めて審議会を開く必要性は低いと考える。この場で答申を出したいと考えるがどうか。</p>

<p>全 会 事 務 局 事 務 局 会 委 員 担 当 課 長 全 委 員 長</p>	<p>員 長 局 局 長 員 課 長 員 長</p>	<p>— 異議なし — それではそのように決定する。事務局で答申案の準備はあるか。 たたき台としての答申案を用意しているの配付する。 — 答申案を配付 — 答申案をご一読いただき、意見等があったら、お願いしたい。 外部提供の開始はいつからか。 10月1日からを予定している。 その他に意見はあるか。 — 意見無し — 意見がないようであれば、この答申について可否を採る。 「国民健康保険課及び高齢者保険事業室所管業務に係る個人情報の外部」提供について、ただ今の答申（案）をもって市長に答申を行うことによいか。</p>
<p>全 会</p>	<p>員 長</p>	<p>— 異議なし — それではそのように決定する。 「国民健康保険課及び高齢者保険事業室所管業務に係る個人情報の外部提供」についての審議は以上とする。 担当課を入れ替え、次の審議に移る。</p>